

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	井出 順
登録番号又は法人番号	07090708
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	行政書士アイデス事務所
事務所所在地	横浜市金沢区柴町391番地
処分年月日	令和4年1月17日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（2年間）
上記処分をした理由	<p>当該会員は、任意後見等の契約を結んだAの死亡後、Aの夫Bが死亡した際に、Bの相続人に対して、依頼を受けていないにも関わらず、生前AB夫妻から依頼を受け、自らがBの遺産整理を行う旨の通知をし、業務受託をすることを前提として、遺産分割協議証明書案を作成・提示し、回答を求める等、不当な手段で業務を誘致し、行政書士の信用及び品位を害した。</p> <p>このことは、行政書士法第10条、行政書士倫理第2条、同第15条、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第3項第6号に該当する。</p> <p>よって、神奈川県行政書士会会則第15条第1項第2号の規定に基づき、会員の権利の停止処分を行う。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士倫理第2条 行政書士は、依頼の趣旨を実現するために、的確な法律判断に基づき、説明及び助言をしなければならない。</p> <p>同 第15条 行政書士は、依頼の趣旨に基づき、その内容及び範囲を明確にして事件を受任しなければならない。</p> <p>神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条 3 個人会員が次の各号の一に該当するときまたは、前各号に該当する行為で悪質なものについては、会則第15条第1項第2号に規定する2年以内の会員の権利の停止処分を行う。 (6) 法施行規則第6条第2項及び会則第62条に違反して不正又は不当な手段で業務を誘致したとき。</p>

神奈川県行政書士会会則第15条

個人会員の処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 2年以内の会員の権利の停止
- (3) 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）